

評 価 報 告 書

平成23年3月

京都府児童相談所業務外部評価委員会

目 次

1	はじめに	
	(1) 外部評価委員会の目的及び経過	1
	(2) 評価の視点	2
	ア 評価項目	
	イ 評価の実施方法	
	ウ 評価を実施する上での留意事項	
2	評価結果	
	(1) 地域における連携の取組	5
	ア 宮津市で発生した幼児虐待事案における関係機関の連携状況	
	(ア) 事案の概要	
	(イ) 地元地域による検証の実施について	
	(ウ) 検証会議を通じて議論が進められている本事案の課題・問題点	
	イ 要保護児童対策地域協議会の開催・運営状況	
	(2) 子どもの安全確保等児童相談所による虐待対応の取組	11
	ア 児童相談所における児童虐待の状況	
	イ 子どもの安全確認状況	
	ウ 在宅ケースにおける対応状況	
	エ 心理的虐待への対応状況	
	オ 総合相談やDV相談など各センター内の他の相談窓口との連携状況	
3	おわりに	17
4	評価委員会の開催経過	18
5	京都府児童相談所業務外部評価委員会・委員名簿	19

1 はじめに

(1) 外部評価委員会の目的及び経過

平成18年10月に長岡京市で発生した児童虐待死亡事案を受け、京都府では、児童相談所の業務管理・組織運営等を定期的に確認・評価するため、平成19年度に外部有識者による評価委員会を設置し、19年度は、児童相談所において、子どもの安全を確保するための迅速な対応や、地域のネットワークにおける情報共有、関係機関との連携による子どもの見守り活動の状況等について評価を行った。

児童相談業務が児童相談所と市町村とで重層的に行われていることを踏まえ、20年度からは、死亡事案や困難事案などを通して児童相談所と市町村との連携状況を評価するとともに、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況や、児童相談所における安全確認や在宅ケースへの対応状況等について評価を行った。

今年度は、市町村など関係機関との連携状況に加え、他府県住民が宮津市内に一時滞在していた間に発生した児童虐待事案に対して実施した、再発防止に向けた検証の状況や、家庭支援（総合）センターの設置に伴う取組状況等について評価を行い、児童相談業務の充実に資することとする。

(2) 評価の視点

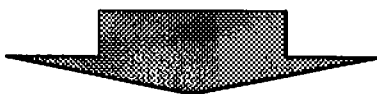
ア 評価項目

今年度は、7月に宮津市で発生した事案（他府県住民が府内に一時滞在していた中で児童虐待が繰り返され、病院に緊急搬送後、保護者等が逮捕された事件）について、児童相談所及び関係機関による検証会議の検証は適切に実施されているかを確認した。

また、昨年度に引き続き、地域におけるネットワークの重要な場である要保護児童対策地域協議会の開催・運営状況、担当職員の対応能力の維持・向上を図るための取組、さらにはそれに対する児童相談所や保健所等関係機関の支援・連携の状況について確認し、評価を行った。

関係機関連携の状況

- ▶ 宮津市で発生した幼児虐待事件について、児童相談所及び関係機関による検証は適切に実施されているか。
- ▶ 市町村において、実務者会議、ケース会議等適切な開催・運営が図られているか。
- ▶ ケースの把握や見守り対応等関係機関との連携は適切に図られているか。
- ▶ 職員が交代しても一定レベルを維持できる仕組みがあるか。



未然防止、早期発見のため、市町村を中心とした関係機関のネットワーク（要保護児童対策地域協議会）にどのような取組が必要か。

また、緊急時対応の基本である48時間以内に子どもの安全を確保するための迅速な対応状況、援助方針決定までに時間を要したケースにおけるその理由や対応状況、在宅支援を行っているケースでの家庭の状況把握とそれに応じた援助方針の見直しについて、昨年度に引き続き確認を行うとともに、増加する心理的虐待への対応が適切に行えているか、また平成22年4月に開設した家庭支援総合センター等において総合相談やDV相談などの各相談窓口との連携は適切に行えているかについて確認し、評価を行った。

児童相談所による虐待対応の取組

- ▶ 虐待通告後48時間以内の児童の安全確認は適切に実施されているか。
- ▶ 援助決定までに時間を要する場合も情報収集・情報共有など適切に対応できているか。
- ▶ 在宅支援を行っている家庭の状況把握を行い、適切に支援できているか。
- ▶ リスクアセスメントの実施、援助方針の見直しは適時に行われているか。
- ▶ 心理的虐待への対応は適切になされているか。
- ▶ 総合相談やDV相談など、センター内の他の相談窓口との連携は適切になされているか。



虐待対応に必要な状況把握を適切に行い、必要な援助が行えているか。

イ 評価の実施方法

各委員が分担して、それぞれ家庭支援総合センター、南部家庭支援センター（宇治児童相談所）、北部家庭支援センター（福知山児童相談所）に出向き、評価ポイントに沿って、各職員（所長、参事、相談・判定課長、未来っ子サポートチーム（虐待担当）職員、保健所虐待対応専任職員等）や関係市からのヒアリング及び状況確認等を行うことにより実施した。

宮津市事案については、特段の評価項目として、福知山児童相談所及び宮津市から、日常的な取組や事件発生時の状況等を確認するとともに、検証会議による検証の方向性等について聴取した。

ウ 評価を実施する上での留意事項

複雑困難化する児童虐待事案に対し、児童相談所と市町村など関係機関が連携して対応する中で、何ができて、何ができていないのかという単なるチェックではなく、各機関の今日的な課題や連携のあり方等を踏まえ、児童相談業務がより一層適切に遂行され、また職員がやりがいを持って活動できるよう助言する立場から評価を行ったものである。

宮津市事案については、事件の根源的な原因は何であったのか、どのように対処していれば未然防止や早期発見ができたのか、各関係機関の責任や役割は果たせていたのか、今回の事件を大きな教訓として府内の一時滞在家庭における目配りや未然防止、早期発見はどのようにすべきかといったテーマについて、検証会議が的確に検証を行い、今後の取組に活かす方向になっているのか等の評価を行った。

2 評価結果

(1) 地域における連携の取組

ア 宮津市で発生した幼児虐待事案における関係機関の連携状況

(ア) 事案の概要

平成22年7月、医療機関から「未明に緊急搬送があった児童（5歳）について、脳内出血が判明するとともに新旧の痣がある。」と児童相談所に虐待通告がされた（警察へも併せて通報）。

家族は「階段から落ちた。」と説明するも、虐待が強く疑われたため、即日、一時保護（病院へ保護委託）を行い、また、在宅の妹についても一時保護を行った。

10月、実母と内縁の夫が傷害容疑で逮捕された。

当該児及び家族（実母、内縁の夫、妹、祖母）は他府県のM市に居住し、当該児及び妹は、M市において要保護児童として見守り対象となっていたが、親族の葬儀等のため同年4月から京都府内に一時滞在していた中で発生した事案である。

(イ) 地元地域による検証の実施について

地域住民同士の関係の希薄化や居住者の流動化等が一般的な社会現象になる中で、今後、このような事態を防ぎ、また、最善の対応をしていくために、M市等の対応はもとより、京都府内の児童相談所や市町村においても早期発見の取組ができなかったのかといった分析と検証を行うことにより当該事案を教訓として今後の取組に活かしていくべく検証会議が設置された。

構成は、地域の児童相談所、保健所、市町村、警察、医師会、民生児童委員協議会、児童福祉施設（乳児院）及び府家庭支援課からなり、平成22年12月に第1回目の会議が開催された。

平成23年1月の2回目の会議では、M市及び同市を所管する児童相談所からもオブザーバーとしての参加を得て、意見が聴取された。

今後、3月までに課題とそれへの対処方法を検討し、年度内に報告書にまとめることとされている。

(ウ) 検証会議を通じて議論が進められている本事案の課題・問題点

M市等は、居住地を離れ京都府を訪れていることは認識していたものの、実母や祖母と連絡が取れていたこと、また、しばらくすれば戻ってくるものとの思いから、京都府（市町村・児相）への情報提供はなされなかった。

→ 一時的な短期滞在中における見守り事案への対応のあり方

住民票の異動を伴わない転居、一時滞在などで転入してきた世帯の情報把握が難しく、どのような世帯であるかといった情報がなければ地域での見守りや関わりをもつことが困難。

→ 転入世帯の生活状況を地域で把握する方法

【検証会議への助言】

○当該事案の原因及び問題点について

- ▶ 当該事案の発生は、M市の判断及び対応が不適切であったことに大きな原因がある。見守りケースと認識していながら、居住地を移して生活をしていることに対して、滞在先自治体への速やかな連絡等もっと敏感に反応した的確な処置をすべきであった。
- ▶ 大きな問題としては、頻回の電話連絡がとれ虐待はしていないという言葉を得ることで見守りをしているという錯覚のまま、目視等の取組を停止させてしまったこと、新しく親子関係を構築せねばならない子ども連れの再婚家庭に内在するリスクへの認識不足等がある。

○転入世帯の生活情報を地域で把握する方法として

- ▶ 虐待をする家族は生活基盤が脆弱であることが多く、その結果、地域に馴染むことなく転居を繰り返す例など、ケースが市町村や府県の枠を超えて移動することが一般的という認識に立ち、市町村や児相がそういう事態にも敏感に対応する仕組みづくりが必要。
- ▶ 生活実態が分からない転入世帯の状況を把握する方法として、地域から情報が寄せられるのを待つのではなく、民生児童委員や地域のいろいろな組織・機能を活用し、自ら出向いて情報把握するなどの取組をすべき。
課題を抱える親ほど相談に来ないので、こちら側から出掛けていくこと

が大切である。

- ▶ 集合住宅では、児童虐待に関する情報が「泣き声がうるさい。」などの苦情という形で住宅管理人に寄せられることが多い。このため、住宅管理人からも情報を引き出すことが有効である。

○本事案の対応を教訓とするために

- ▶ 保育園等の一義的機関の見守りに頼るだけでなく、行政による目視や保護者指導を的確に行うべき。
- ▶ 子ども連れの再婚家庭は、子どもの「試し行動」がみられるなど中途養育の難しさもあり、継父母にも気負いがあるのが災いとなりやすい。行政として、中途養育の難しさや親になるに当たっての留意点などの情報を啓発の一環として広く伝えていくとともに、虐待が疑われる場合には関係者で家族のアセスメントを行い、踏み込んだ対応・援助をしていくべき。
- ▶ 一時滞在中や転居間もない家庭でも児童虐待は起こり得るという認識に立ち、その未然防止、早期発見のため、民生児童委員をはじめとした地域の組織・機能との連携による具体的な取組や仕組みづくりを進めていくべき。

イ 要保護児童対策地域協議会の開催・運営状況

平成20年度に府内全市町村で設置された要保護児童対策地域協議会について、各児童相談所の所管地域から1つを選定し、運営状況等の確認を行った。

◆要保護児童対策地域協議会開催・運営状況等

	A 市		B 市		C 市	
	21	22上半期	21	22上半期	21	22上半期
代表者会議	1	1	1	1	1	0
実務者会議	4	2	6	3	6	3
ケース検討会議	31	17	7	4	27	12
管理ケース数計	68	79	89	81	30	33
うち虐待	43	47	40	30	11	13
新規受付件数	—	33	—	33	—	3
うち虐待	—	21	—	14	—	2

(代表者会議について)

関係機関の長など代表者が集まり、情報交換や方針決定等を行う会議であるが、年1回以上開催することとされている。

- ・ 各市とも、そのような開催を行っているが、B市及びC市が年1回の開催であるのに対しA市では年2回開催することとされていた。(21年度は諸事情により1回のみ開催)

(実務者会議について)

協議会が把握するケースの進行管理を行うための各機関の実務担当者による会議であり、3箇月に1回程度の開催が必要とされている。

- ・ A市では3箇月に1回、B市及びC市では2箇月に1回の頻度で、管理台帳を活用して関係機関による情報共有が行われていた。

(ケース検討会議について)

具体的なケースの情報共有や対応方針の検討などを行うため、当該ケースに関与する機関の担当者による会議であり、新規通告受理時などケースの状況に応じて適時の開催が必要とされている。

- ・ A市では、動きのあるケースでは2週間から4週間の間隔で、また、動きのないケースについては関係機関からの求めに応じて開催することとされている。
- ・ B市では、必要に応じて随時開催することとされており、回数は決して多くないものの、ケース検討会議とは別に、予防ケース検討会議を設け、こんにちは赤ちゃん事業等の家庭訪問により把握したリスク家庭について、関係機関の担当者が集まり情報共有が図られている。
- ・ C市においては、随時の開催もあるものの、通常は、毎月又は2箇月に1回程度の開催状況となっている。

(事務局である調整機関が有する課題等)

- ・ 通告の増加に伴い、複数のケースが同時進行で進む場合には事務が煩雑になりやすい。
- ・ 扱うケース数が多いため目の前の課題対応に追われ、細かいアセスメントを行うまでに至らないことがある。

- ・ リスク要因を複数抱えているケースなど複雑なケースについては、支援が長期化し援助方針の判断に苦慮することが多い。
- ・ 関係機関が多くなるとそれぞれの視点からケースの見立てを行うため、意見の集約が難しく、関係機関との間で板挟みになりやすい。
- ・ 関係機関が多くなるほど、情報管理が難しいと感じることが多い。
- ・ 一方で、関係機関が少ない場合には役割分担が難しく、調整機関が支援機関となってしまうやすい。

(職員の能力を一定レベルに維持するための取組)

- ・ 児童相談所や保健所等が実施する研修に参加するほか、A市では、要保護児童対策地域協議会の実務者向けに、独自に研修会を開催している。
また、B市においては、今年度、家庭児童相談室の実務マニュアルを作成し活用している。

【業務の改善・充実に向けた助言】

○ケース会議等の適切な開催・運営

- ▶ 予防ケース検討会議を設け、こんにちは赤ちゃん事業で保健師が訪問した際に気になったことを会議へ報告している取組は、予防に効果的であり評価できる。
- ▶ 職員がうまく動けるよう、正規職員で必要な人数を配置すべきである。
- ▶ 縦割り行政の弊害をなくし、行政（自治体）の中ではきちんと連携できるようにしていただきたい。
- ▶ 専門性が求められるケースについては、身近に助言が得られる仕組みを工夫していただきたい。

○ケースの把握や見守り対応等関係機関との適切な連携

- ▶ 保育園については、市町村の担当課が同じという自治体が多く比較的連携が取りやすいが、小学校に入学した途端、関係が途切れて支援が届かなくなるということのないよう連携を続けていただきたい。学校に登校できているからと安心し、学校による見守りだけに任せてしまうことのないようにされたい。

- ▶ 学校は福祉サイドとの連携が十分でない点もあるため、福祉サイドから積極的に働きかけていく必要がある。児童への支援には関係機関との連携が支えになるということ、学校側に分かってもらえるようなアプローチが大切である。福祉サイドと学校がそれぞれ役割分担できるよう調整機関が果たす役割は大きい。
- ▶ 教育委員会との関係については、府教育委員会を通じて市町村の教育委員会に対し福祉サイドとの連携を呼びかけるなど、府レベルでも働きかける方が効果的だと考える。
- ▶ リスク要因を複数抱えた困難な事例では、特定の支援機関に負担が集中することのないよう、母子保健部門等の関係機関に各々の役割の中でしっかり関わりをもっていただくことが大切である。
- ▶ 周産期で把握した保健・医療情報を福祉関係機関につなげていければ、その後のフォローにつながりやすい。
- ▶ 乳幼児健診は、近年では、養育環境の状況把握など児童虐待の未然防止・早期発見という視点での対応も求められるようになったことから、保健師等関係職員の資質向上を図っていただきたい。
- ▶ 警戒監視型のアプローチでなく福祉サポート型のアプローチを行うと信頼関係ができて援助しやすくなる。「監視機関」となることなく、福祉機関として、福祉的ケアや援助を届けるという視点を忘れないようお願いしたい。

○職員が交代しても一定レベルを維持できる仕組み

- ▶ ケースの見立てなど、調整機関の力がますます重要になってくるので、京都府が中心となって専門性を高める研修をしていただきたい。
- ▶ 研修、アドバイザー機能を、児童相談所とは別の組織に担わせることも有効である。NPO法人などノウハウを持つ機関からの人材派遣を検討していただきたい。
- ▶ 人事面においても経験が重要であり、リタイア（定年退職）した職員に電話相談などをしていただくことも有効である。

(2) 子どもの安全確保等児童相談所による虐待対応の取組

ア 児童相談所における児童虐待の状況

京都府の児童相談所では、長岡京市での事件後、近隣や警察等からの通告が増加するとともに、案件会議の開催など市町村の対応強化も受けて、虐待相談受理件数が急増し、平成19年度には485件となった。

平成20年度は一旦370件に減少したが、昨年度は422件と再び増加基調となり、今年度に入ってから、3センターとも件数が増加し、上半期において290件と前年度比で約120%となる通告を受理しており、保護者との対立もある状況で虐待対応が行われている。

イ 子どもの安全確認状況

京都府の児童相談所では、虐待通告を受理した全ケースについて、原則48時間以内に児童の安全確認を行うことをルール化して取り組んでおり、今年度の上半期の状況について確認を行った。

	虐待案件 受理件数	安全確認 対象外※	安全確認 対象件数	48時間ルール実施状況			
				48時間 以内に確認	48時間を 超えて確認	未確認	48時間ルール 達成状況 (%)
平成21年度	422	281	141	139	2	0	98.6
22年度(上半期)	290	156	134	128	6	0	95.5

※市町村からの援助依頼等、通告時点で安全が確認されているため対象外としているもの

- 今年度の上半期においては、安全確認を行えなかった子どもはおらず、全ての虐待ケースについて安全確認が行われていた。なお、虐待通報のあった290件のうち、市町村等が既に状況を把握しており通報時点で安全確認ができていた156件を除いた134件については、6件を除いて48時間以内での安全確認が行われていた。
- 48時間以内に確認できなかったケース6件の状況を確認すると、うち2件が保育園等から安全確認がされているとの情報があったことから、即時の介入を行わず、昼間の時間帯にサポート型の訪問を行ったため、目視確認に

時間を要したものである。

他の4件については、2人きょうだいのケースが2件で、いわゆる「泣き声通告」であったが、両ケースとも住宅戸数が多い地域であったことから、ケースの特定のために各家々を訪問するなどして時間を要し、その結果として48時間を超えて確認したものであった。

ウ 在宅ケースにおける対応状況

児童相談所においては、虐待通告を受理した後に、子どもの安全確認等の初期対応を行い、調査や面談等を経て、在宅指導や施設入所等の援助を決定している。

一方、市町村の児童虐待対応においては、一時保護が必要となる可能性がある場合や、在宅支援を行うに当たっての指導等協力を求める場合などに児童相談所に援助依頼を行うこととなっているが、そのような場合に児童相談所では、相談を受理しても援助方針の決定を留保するケースが見られる。

このような状況に鑑み、昨年度に引き続き、援助方針を決定できていないケースについて、情報を適切に把握し、対応できているかどうかを確認した。

- ・ 虐待対応件数の増加に伴い、突発的な緊急性の高いケースや重篤なケースへの対応等に時間を要したため、比較的軽易なケースについての速やかな援助方針の決定が行えておらず、結果として時間を要している状況がみられた。
- ・ 児童相談所の介入の必要性が低いことから、市町村に対し終結の提案を行っても、市町村の側で同意が得られないことから、援助方針の決定を留保しているケースがみられる。

また、児童福祉司指導など在宅で支援を行うケースにおいては、家庭状況の変化を的確に把握して児童相談所内での情報共有が図られるとともに、適時のアセスメントの実施や必要に応じた援助方針の見直しなど組織として進行管理を行うことが必要であり、その対応状況についても確認を行った。

- ・ 虐待ケースの進行管理については、市町村要保護児童対策地域協議会の実務者会議に合わせて2～3カ月に1回開催し、在宅支援の全ケースについて

経過や対応の情報共有を図っている。

- ・ 特に実務者会議等の開催頻度が低いような場合については、市町村や関係機関へ状況を確認するよう努めている。

エ 心理的虐待への対応状況

虐待通告に占める心理的虐待の割合は年々増加しており、平成19年度は21.0%であったのが、平成20年度は28.1%に、さらに昨年度は32.2%にのぼっている。一方で、行為の態様から、外部の第三者が心理的虐待の有無や虐待の程度を確認することが難しいため、その判断がどのように行われ、対応が適切になされているかどうかの確認を行った。

- ・ 近年、警察から、DV事案として扱ったケースについて心理的虐待のおそれありとして通告を受けるケースが増加している。DVは、当該家庭で育つ児童の心理面に深刻な影響を与えることから、心理的虐待として取り扱うことが家庭支援(総合)センターにおいて徹底されている。
- ・ 外部から見えにくいことから心理的虐待の発見は容易ではないが、身体的虐待やネグレクトなど他の虐待とも密接に関係していることが多いことを踏まえ、不適切な養育の状況を検証するに当たっては、心理的虐待の可能性を排除せず、児童の視点に沿った対応を心掛けている。
- ・ 一方で、外見から判断しにくい場合においては、保育園や学校等の当該児童の所属を通じた見守りにとどまるケースもある。

オ 総合相談やDV相談など各センター内の他の相談窓口との連携状況

昨年4月、京都児童相談所や婦人相談所など4つの相談機関を統合し、京都市東山区に家庭支援総合センターが開設され、個別の事象ごとに分かれていた相談窓口を、「家庭」という切り口で総合的にとらえ、相談に対応していくこととして整備されたところである。

また、宇治、福知山の各児童相談所においても、昨年5月末から総合相談及びDV相談の機能が付与され、それぞれ南部、北部の家庭支援センターとして、家庭問題を総合的にとらえ相談に対応できるよう整備されたところである。このような相談体制の整備に対して、従来の児童相談所の業務がどのように拡充

し、児童虐待防止への効果が期待できるかの確認を行った。

- ・ 同じ執務室に婦人相談員がいることから、物理的にも心理的にも距離感が近くなり、DVによる心理的虐待の場合には、DV被害者である保護者に対しDV相談を勧めやすくなるなど、従来と比較してスムーズに連携できるようになった。
- ・ DVケースについては、婦人相談で得られた情報と、児童相談で得られた情報を相互に共有することで、迅速かつ適切に対応できた事例があった。
- ・ 相談窓口間の連携の必要性については、各担当者が判断し必要に応じた迅速な情報共有が行われているが、ケース会議や進行管理会議等で一層の連携が必要との意見が出される場合がある。

【業務の改善・充実に向けた助言】

○虐待通告後48時間以内の安全確認の実施状況

- ▶ 安否確認の現場では、「お前が泣かすから通報されるんや」などと夫婦でもめたり、「誰が通報したのか」と隣近所との関係がぎくしゃくするケース、虐待と思われたことにショックを受けて泣き出すケースなど様々な反応がみられる。48時間ルールの遵守の中で、当事者や地域住民との関係に及ぼす負の側面についても一定考慮する必要がある。
- ▶ 夜間・休日の通報が増えてくると、児童相談所で全て対応することにも限界が出てくる。このため、警察との協力関係については、引き続き良好に保っていただきたい。

○在宅支援ケースにおける状況把握や適切な支援、援助方針の適時見直し

- ▶ 社会資源が限られている中で、児童相談所は、児童虐待の「監視機関」ではなく子どもと家族のケアを行う「福祉機関」としての役割を大切にしていきたい。

○心理的虐待への対応状況

- ▶ DV家庭においては、養育面においても親が不安定で、その影響を子どもが長く引きずるというケースがみられる。親に対する複雑な感情を長く

整理できないまま放置されている児童に対する適切なケアが必要である。子ども自身が将来、加害者になってしまわないためにも適切なケアが必要である。

- ▶ 子どもへの心理的な影響が子どもの成長にどのような影響を与えるかについて、児童相談所が情報発信していけば、子どもの成長や発達に対する社会的な理解が深まるのではないか。

○総合相談やDV相談など他の相談窓口との連携

- ▶ 家庭支援（総合）センターとなり、児童相談に加え、総合相談やDV相談機能も付与されているが、そのことが学校や他の機関に周知徹底されていない。また、市町村も児童虐待の相談・通告窓口であるということを併せて広く一般に周知徹底されたい。関係機関の協力を得ながら定期的に発信してはどうか。
- ▶ DVの心理的虐待ケースの場合、子どもだけを保護するのではなく、家族支援という視点で対応すべきである。家庭支援センターになったことから、縦割り行政をなくして、子どもと家族を一体的に支援するというスタンスを持っていただきたい。夫婦間の問題に介入していくのは大変難しいことではあるが、引き続き努力をお願いしたい。

○その他

- ▶ 児童相談所等が多くの事案を積み重ねてきた経験を踏まえ、今後は通報や見守り事案への具体的な援助・対応策を確立し、それに沿った取組をしていくべきではないか。また、事案が増加する中で、48時間ルールにも鑑みれば、事案の軽重や緊急度を見極めた対応にも留意すべきである。
- ▶ 児童相談所として専門性を高めていくため、専門職の採用や経験者の配属など、人事異動上の配慮が求められる。体制と対応の両方が揃わないとうまくいかない。「対応」だけでなく、「体制の整備」もお願いしたい。
- ▶ 都市部で増えているオートロックマンションへの入り方など、あらかじめノウハウを持っておかないといざという時に機能しない（例：管理人を探して事情を言って開けてもらう。管理人がいない場合は、他の居住者のインターホンを押し、反応してくれた相手に事情を言って開けてもらう等）。調査の手順を定めたマニュアルの充実など、担当者が代わっても対応でき

るようノウハウを引き継いでいただきたい。

- ▶ 対応に苦慮する困難事案については、児童相談所全体をスーパーヴァイズできる機能や専門家の活用を検討してはどうか。
- ▶ 未然防止や早期発見に資するための広報啓発の一方で、情報を寄せた側が、その後、不信感を持つことのないよう、個人情報や事案への影響などに留意しつつ、適切に対応していくことが必要ではないか。

3 おわりに

子どもの命に関わりかねない事案が、いつ、どこで発生してもおかしくない昨今、今回、児童相談所や市町村の調査を行い、個々のケース対応を通じて虐待の未然防止や早期発見・早期対応に限られた人的・社会的資源を活用しながら、日々努力して取り組まれている状況を確認することができた。

府内の各市町村においては、要保護児童対策地域協議会を核に関係機関のネットワークが整備され、また、児童相談所においては、平成20年度に整備されたITシステムを用いたケースの進行管理等が行われており、さらに、昨年4月には4つの相談機関を統合した家庭支援総合センターが設置された。同年5月には宇治、福知山の各児童相談所に総合相談やDV相談の窓口が設けられ、家庭問題の相談にワンストップで支援するという枠組みが整えられた。

本委員会による外部評価は今回で4回目を迎え、毎年度、現地調査やヒアリングを通じて浮かび上がってきた課題や問題点を指摘し、改善策まで含めた提言を行ってきたところであるが、京都府におかれては、今回の報告書についてもその内容を真摯に受け止めていただき、具体的な対応策でもって虐待対応の充実、強化に取り組まれることを期待するものである。

なお、宮津市において発生した事案については、M市からの連絡がなかったこともあり、京都府として未然防止・早期発見していくことが難しかった事案ではあるが、生活基盤が脆弱であるがゆえに転居を繰り返す例など、このような事案は、今後とも府内各地で発生することを想定した取組が不可欠である。

京都府におかれては、検証会議の場を通じて、今回の事案を大きな教訓に行政と地域が一体となって、このような事件が起こることのないよう、きめ細かい見守りや連携、住民へ意識啓発等の取組につなげるべく、しっかりとした検証が行われることを望みたい。

児童虐待をめぐる厳しい現状は今後も続くことが予想されることから、引き続き、関係者のたゆまぬ努力を期待したい。

4 評価委員会の開催経過

● 第1回評価委員会

- 開催日：平成22年12月20日（月） 10:30~12:00
会場：京都府職員福利厚生センター
議事：・京都府の児童虐待の状況について
・本年度の外部評価について

● 第2回評価委員会

【南部家庭支援センター（宇治児童相談所）現地調査】

- 開催日：平成23年1月19日（水） 9:00~12:00
議事：・地域におけるネットワーク連携強化と子どもの見守り
・在宅支援のケース管理、心理的虐待への対応 等

● 第3回評価委員会

【家庭支援総合センター現地調査】

- 開催日：平成23年1月24日（月） 14:15~17:15
議事：・地域におけるネットワーク連携強化と子どもの見守り
・在宅支援のケース管理、心理的虐待への対応 等

● 第4回評価委員会

【北部家庭支援センター（福知山児童相談所）現地調査】

- 開催日：平成23年2月1日（月） 13:45~16:30
議事：・地域におけるネットワーク連携強化と子どもの見守り
・在宅支援のケース管理、心理的虐待への対応 等

● 第5回評価委員会

- 開催日：平成23年2月28日（月） 15:30~17:00
会場：ルビノ京都堀川
議事：・今年度の評価報告書について

5 京都府児童相談所業務外部評価委員会・委員名簿

氏名	役職
<p>[委員長]</p> <p>澤田 淳</p>	<p>京都府立医科大学名誉教授</p> <p>京都市子ども保健医療相談・事故防止センター長</p>
<p>安保 千秋</p>	<p>弁護士（京都弁護士会所属）</p>
<p>津崎 哲郎</p>	<p>花園大学社会福祉学部特任教授</p>
<p>廣井 亮一</p>	<p>立命館大学文学部教授</p>
<p>鈴鹿 義弘</p>	<p>京都府民生児童委員協議会会長</p>
<p>麻田 知寿子</p>	<p>NPO法人きょうとCAP代表</p>